

(別紙)

日ベトナム経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

【輸出国管理方式】														
			平成21年度(注)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度以降	備考
天然はちみつ	1次 (枠内)	数量	50	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	
		税率	12.8%											
	2次 (枠外)	税率	25.5%											

(注) 日ベトナム経済連携協定の発効が21年度途中の平成21年10月1日となることから、21年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の21年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×6ヶ月となる。